

追加受付

令和8年度建設工事入札参加資格審査申請要領 (新規及び業種等の追加申請等)

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に建設工事の追加の入札参加資格申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

1 追加申請の対象事業者について

- ① 令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない事業者(新規)
- ② 同名簿に登録されているが、新たな工事業種(又は営業所)を追加しようとする事業者(追加)
- ③ 同名簿に舗装で登録されている県外業者で、経営事項審査基準日時点の香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者

2 審査基準日について

県内業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者(香川県知事・大臣)のこと。
令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県以外にある建設業許可業者(其他都道府県知事・大臣)のこと。
令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

3 平均完成工事高要件について

次の表に掲げる建設工事の種類については、経営事項審査における当該建設工事の平均完成工事高が0円である場合、その建設工事の種類の申請をすることができません。

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事	0円超 (1円以上)

4 社会保険等の加入状況について

適用除外の場合を除き、健康保険、厚生年金又は雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません。経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認しますが、審査基準日以降に加入となった場合は、別途確認書類(コピー)を提出してください。(香川県の令和8年度建設工事入札参加資格審査申請の審査済印の押印されたチェックリスト(コピー)を提出することによって省略できます。)

5 有効期間について

入札参加資格の有効期間は、1年間(令和8年度:令和8年4月1日～令和9年3月31日)です。

6 結果の公表について

資格審査の結果は、令和8年4月1日(水)に企業団ホームページに掲載します。個別に通知しませんので、企業団ホームページでご確認ください。

【香川県広域水道企業団ホームページURL】 <https://union.suido-kagawa.lg.jp/life/9/10/303/>

7 申請受付について

入札参加資格審査申請は、**電子申請が利用できません**ので必ず書面で申請してください。

補正を求められた場合は、**令和8年1月30日(金)午後5時まで**に補正を完了してください。

申請受付期間は次のとおりです。県内業者については、持参受付、県外業者については、郵送受付により行います。
申請受付期間以外には受付できませんのでご注意ください。

○持参受付:県内業者

- ・ 受付期間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月30日(金) 土曜日及び日曜日を除く。
- ・ 受付場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階 入札室
- ・ 受付時間 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分
- ・ 提出方法 上記の受付場所に持参により提出してください。

○郵送受付:県外業者

- ・ 受付期間 令和8年1月5日(月)～令和8年1月23日(金) **(最終日消印有効)**
- ・ 郵送宛先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課
- ・ 提出方法 事故防止のため、封筒の表面に「**建設工事入札参加資格審査申請書在中**」と明記し、上記の宛先へ**簡易書留、一般書留又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービス**により送付してください(レターパック可)。到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等によりご自身で確認してください。

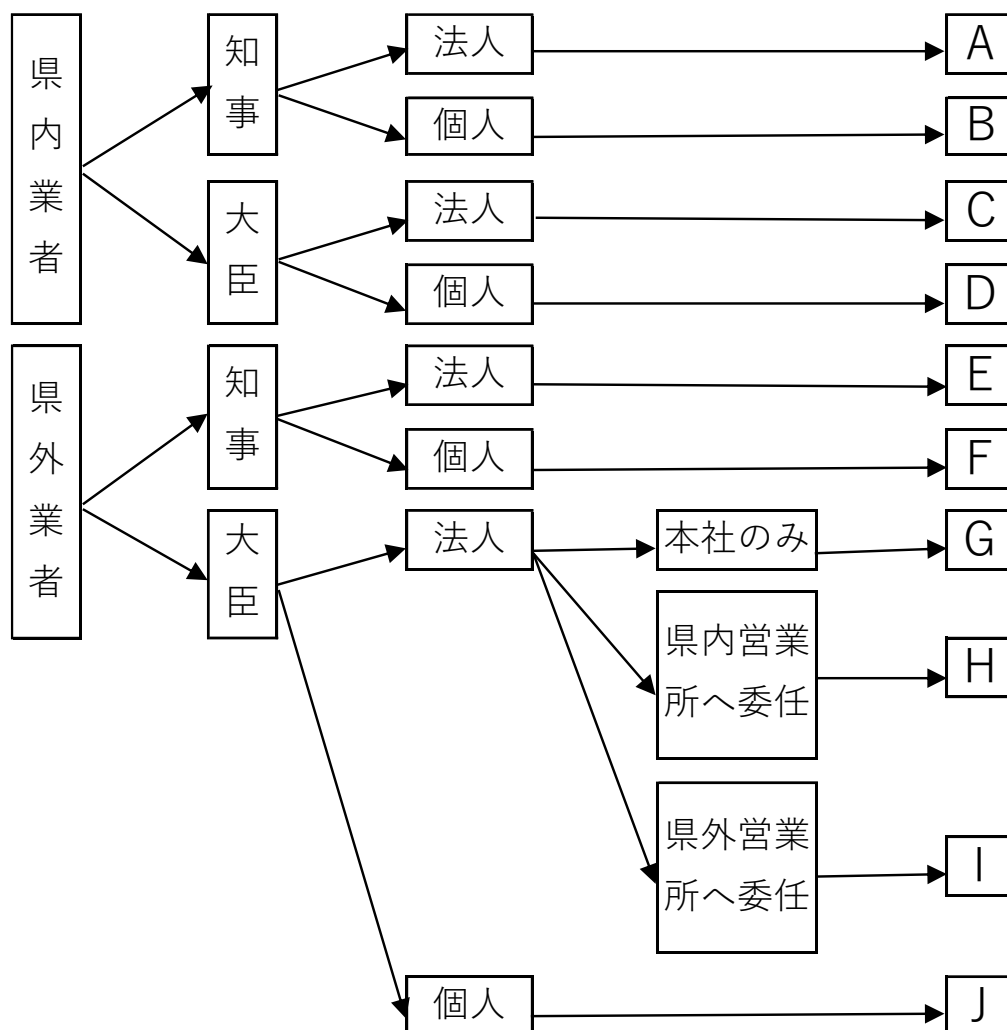
○行政書士(5件以上の申請をする場合)

- ・ **郵送**による資格審査を受付けます。上記の郵送受付期間内(消印有効)に送付してください。
 - ・ 持参受付期間内に持参も可能ですが、受付のみとし、審査終了後に連絡します。
- ※行政書士が複数の申請をする場合は、**申請業者が確認できる一覧表(任意様式)**を必ず提出(同封)してください。

★令和8年1月30日(金)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。
※郵送の場合も補正期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

8 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

県内業者

委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

県外業者

- ・本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「H」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「I」の県外営業所へ委任する業者となります。

※ 本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

- ・県外知事業者は、委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

9 提出書類について

提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のとおり提出書類が必要となります。

○…提出書類です。

▲…該当がある場合に提出してください。

① 新規の場合

項番	提出書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	委任状								○	○	
⑧	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩	納税証明書（県税）	○	○	○	○				○		
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○						
⑫	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬	営業所写真	○	○	○	○				○		
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	○	○	○	○						
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証	○	○	○	○						
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③（企業団用）及び資格者証等	▲	▲	▲	▲						
⑰	技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）					○	○	○	○	○	○
⑱	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑲	返信用封筒					○	○	○	○	○	○

② 追加の場合

項番	提出書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	委任状								▲	▲	
⑧	誓約書										
⑨	納税証明書（国税）										
⑩	納税証明書（県税）								▲		
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑫	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬	営業所写真								▲		
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】	○	○	○	○						
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証	○	○	○	○						
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③（企業団用）及び資格者証等	▲	▲	▲	▲						
⑰	技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）					○	○	○	○	○	○
⑱	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑲	返信用封筒					○	○	○	○	○	○

⑩⑬は香川県内に営業所を追加する場合に必要です。

③ 技術評価点を加点する場合

項番	提出書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト					○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書					○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書										
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類										
⑥	受任営業所に関する書類										
⑦	委任状										
⑧	誓約書										
⑨	納税証明書（国税）										
⑩	納税証明書（県税）										
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑫	経審結果通知書										
⑬	営業所写真										
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】										
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②（企業団用） 【経審時提出審査済印押印済コピーを含む】及び資格者証										
⑯	技術評価点数算定基礎申告書③（企業団用）及び資格者証等										
⑰	技術評価点数項目等調書（県外業者用）（企業団用）					○	○	○	○	○	○
⑱	舗装施工管理技術者確認書類					▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑲	返信用封筒					○	○	○	○	○	○

10 提出方法について

- ・提出部数 1部
- ・A4フラットファイル(緑色)に、「9 提出書類について」の提出区分による提出書類を①～⑬の番号順に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載してください。⑭返信用封筒(県外業者のみ)については、ファイルにクリップ止め等により提出してください。
- ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。
- ・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。提出書類等が不足していると受付できません。
- ・書類提出後、代表者変更等記載事項に変更が生じたときは、所定の変更届出書に必要書類を添えて、直ちに届け出てください。

項番	提出書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	【記載例1ページ参照】 ・資格申請に必要な書類を表示しています。 ・提出区分をご確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・書類提出前に必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	建設工事入札参加資格審査申請書	【記載例2ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
③	申請営業所調書	【記載例3ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
④	申請業種等調書	【記載例4ページ参照】 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)	・以下の①～③のうち、いずれか1つを提出してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの(印字された日付が令和7年10月1日以降であること。) ②建設業許可証明書(令和7年10月1日以降に発行されたものであること。) ③建設業許可通知書(令和7年10月1日以降に発行されたものであること。) ・①～③の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は、確認のため許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)を提出してください。

⑥	受任営業所に関する書類 (コピー可)	・受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営む営業所であることを確認します。 ・以下の①～②のうち、いずれか1つを提出してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可申請書 別紙二(2) ・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書 別紙二(1)も添付してください。
⑦	委任状	・様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑧	誓約書	・主たる営業所(本社)の代表者(個人事業主の場合は個人)名により作成してください。様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。
⑨	納税証明書(国税) (コピー可) 様式注意！！	・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ・免税業者も発行されます。 <u>○法人の場合(様式その3の3)</u> ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。 <u>○個人の場合(様式その3の2)</u> ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。 ※ 国税の電子納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できます(xml形式の印刷は不可)。
⑩	納税証明書(香川県税) (コピー可)	・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要です。 ・<u>建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。</u> ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
⑪	個人住民税の滞納がない旨の証明書 (コピー可)	・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものがが必要です。 ・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式は企業団ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

⑫	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(コピー)	○県内業者 審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの。 ○県外業者 審査基準日が令和6年9月1日～令和7年8月31日のもの。 ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある<u>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)のコピー</u>を提出してください。この場合、令和8年2月末日までに結果通知書を提出する必要があります。期限までに提出できない場合、事前にご連絡ください。
⑬	営業所写真	・新規の県内業者及び県外業者のうち香川県内に受任営業所を追加する場合に提出してください。 ・専用の台紙に写真(令和7年10月1日以降のもの)を添付して提出してください。 ・台紙はホームページからダウンロードしてください。
⑭	技術評価点数算定基礎申告書①(企業団用)	【記載例5ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において、香川県に提出しているものと同一内容で提出してください。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書①(コピー)も併せて提出してください。 ※経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書①」(コピー)に香川県の審査済印は不要です。
⑮	技術評価点数算定基礎申告書②(企業団用)及び資格者証	【記載例6ページ参照】 ・すべての県内業者が提出する必要があります。 ①香川県で経営事項審査を受審した県内業者 ・経営事項審査において香川県に提出しているものから業種コード・技術職員コードを変更することができます。変更がない場合も、同一内容で提出してください。 ・資格を変更する場合は資格者証(コピー)を提出してください。同一資格で業種コードのみを変更する場合は、資格者証(コピー)の提出は不要です。 ・確認のため経営事項審査受審時に提出した香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)を併せて提出してください。 ②四国地方整備局で経営事項審査を受審した県内業者 ・企業団用を作成の上、提出してください。 ・なお、香川県にも入札参加資格申請をしている場合は、上記①のとおり、香川県に提出している香川県の審査済印押印済の技術評価点数算定基礎申告書②(コピー)も併せて提出してください。 ※経営事項審査電子申請システム(JCIP)による申請を行った業者については、香川県に提出している「技術評価点数算定基礎申告書②」(コピー)に香川県の審査済印は不要です。

⑩	技術評価点数算定基礎申告書③(企業団用)及び資格者証等	【記載例7ページ参照】 ・県内業者で水道施設工事の申請をする場合は、有資格者の有無に関わらず、必ず提出してください。 【提出書類】 ★各資格者証(コピー) ※<u>審査基準日時点で有効であることが必要です。</u> ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等)
⑪	技術評価点数項目等調書(県外業者用)(企業団用)	【記載例8ページ参照】 ・すべての県外業者が提出する必要があります。 ・記載する項目がない場合は、「該当なし」で提出してください。 ・業種名「舗装」を希望し、香川県内の営業所で舗装施工管理技術者資格を有する者を常勤雇用している場合に提出が必要です。
⑫	舗装施工管理技術者資格者証等(コピー)	・県外業者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者がいる場合に提出してください。 ・土木施工管理技士とは別の資格です。 【提出書類】 ★(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証(コピー) ※<u>審査基準日時点で有効であることが必要です。</u> ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等) ・<u>既に名簿に登録されていても、令和8年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望する場合は、本申請要領に基づき、再度申請する必要があります。</u>
⑬	返信用封筒	・受領証等の返送のため、必ず宛先を明記した封筒(定形内封筒は110円、定形外封筒は140円切手を貼付したもの。)を提出(同封)してください。 ・令和8年2月10日(火)を過ぎても返信のない場合、香川県広域水道企業団財産契約課契約グループ(087-826-6114)までご連絡ください。

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について(※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可)のでご注意ください。)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

(書面の納税証明書を受け取る場合について)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

(電子納税証明書(電子ファイル)について)

香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

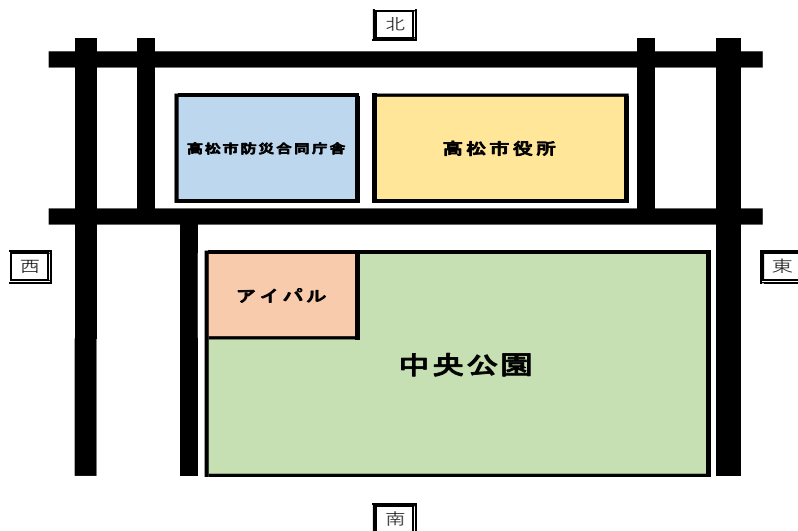
(県税のページ)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

(県税のページ Q&A納税証明書について)

庁舎位置図

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課



問い合わせ先

担当窓口	所在地	電話番号
財産契約課(契約グループ)	高松市番町一丁目8番15号	087-826-6114